

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法
第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当し
ない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

(あて先)
川 北 町 長

申請者 氏名又は名称 ⑩

住 所

代表者氏名

【法律】

(指定の基準)

第二十五条の三 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- 一 事業所ごとに、第二十五条の四第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
- 三 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 心身の故障により給水装置工事業の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ニ 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 法人であつて、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

2 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

【施行規則】

(厚生労働省令で定める機械器具)

第二十条 法第二十五条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
- 二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- 三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- 四 水圧テストポンプ